

○紀美野町日常生活用具給付事業実施要綱

平成18年10月 1 日

告示第99号

改正 平成20年 3 月14日告示第 7 号

平成25年 4 月 1 日告示第17号

平成30年 3 月 5 日告示第 9 号

平成31年 1 月21日告示第22号

令和元年 9 月 3 日告示第58号

令和 2 年10月30日告示第61号

令和 4 年 3 月31日告示第25号

(趣旨)

第1条 この告示は、紀美野町障害者地域生活支援給付費の支給等に関する規則（平成18年紀美野町規則第129号。以下「支給規則」という。）の規定により、日常生活用具給付事業（紀美野町障害者地域生活支援事業実施規則（平成18年紀美野町規則第128号）第3条第3号に規定する日常生活用具給付事業をいう。）に係る地域生活支援給付費（以下「給付費」という。）を支給するのに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示における用語の意義は、支給規則において使用する用語の例による。

2 前項の規定によるほか、この告示において「難病患者等」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第4条第1項に規定する治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度の者をいう。

(調査書の作成)

第3条 支給規則第6条第1項に規定する申請書を受理したときは、当該申請書に係る障害者又は障害児の心身の状況及び介護の状況並びに家庭の経済状況及び住宅環境を実地又は聞き取りで調査し、速やかに調査書を作成する。

(支給の対象)

第4条 支給規則第6条第1項の別に定める基準は、別表の品目欄に掲げるものについて、次の各号に定める要件に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 支給対象者要件 別表の支給対象者欄に定める者（同程度の障害と状況を有する難病患者等であって、必要と認められる者を含む。）
- (2) 所得要件 支給規則第5条第1項の規定による申請をした者又はその属する世帯の他の世帯員のうち法第76条第1項に規定する政令で定める者の所得が政令で定める基準未満であること。
- (3) 性能要件 別表の性能欄に定める性能を満たすもの

2 支給規則第6条第1項の規定により日常生活用具の給付に係る給付費の支給決定を受けた者（以下「支給決定を受けた者」という。）で、当該給付費の支給決定の日から別表の耐用年数欄に掲げる年数を経過しないものは、同一品目に係る日常生活用具の給付に係る給付費の支給を受けることができない。ただし、当該耐用年数経過前に災害、修理不能な故障、障害の程度の変化及び成長に伴って用具が身体に合わなくなったとき等支給決定を受けた者の責任によらず使用が困難になった場合は、この限りでない。

(給付券の交付)

第5条 支給規則第6条第1項の規定により支給決定を行ったときは、同項に規定する地域生活支援給付費支給決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書に加え、給付券を当該支給決定を受けた障害者等（障害者又

は障害児の保護者をいう。)に交付しなければならない。

(費用の算定基準)

第6条 支給規則第12条第3項に規定する町長が定める基準により算定した費用の額は、別表の基準額欄に掲げる額とする。

(点字図書及び住宅改修に係る給付費の支給)

第7条 点字図書及び住宅改修費に係る給付費の支給については、第4条から前条までの規定(住宅改修費の給付にあつては、第5条及び前条の規定を除く。)にかかわらず、次の各号のとおりとする。

(1) 点字図書に係る給付は、紀美野町点字図書給付事業実施要綱(平成18年告示第107号)によるものとする。

(2) 住宅改修費に係る給付は、紀美野町住宅改修費給付事業実施要綱(平成18年告示第106号)によるものとする。

(台帳の整備)

第8条 町長は、日常生活用具に係る給付費の支給を明確にするため、当該支給に係る台帳を整備するものとする。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、事業に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年10月1日から施行する。

(紀美野町重度障害児・者日常生活用具給付等事業実施要綱の廃止)

2 紀美野町重度障害児・者日常生活用具給付等事業実施要綱(平成18年紀美野町告示第37号)は、廃止する。

(紀美野町重度障害児・者日常生活用具給付等事業実施要綱の廃止に伴う経過措置)

- 3 前項の規定による廃止前の紀美野町重度障害児・者日常生活用具給付等事業実施要綱の規定により日常生活用具の給付等の決定がなされた日常生活用具の給付等については、なお従前の例による。

(給付費の支給に関する特例)

- 4 当分の間、日常生活用具のうち、ストーマ装具及び紙おむつ等に係る給付費の支給については、第6条に規定する別表の基準額欄に掲げる額（その額が現にストーマ装具及び紙おむつ等の購入に要した費用の額を超えるときは、当該現に要した費用の額）の全額を支給するものとする。

附 則（平成20年3月14日告示第7号）

(施行期日)

- 1 この告示は、平成20年4月1日から施行する。

(紀美野町重度身体障害児・者紙おむつ給付事業実施要綱等の廃止)

- 2 紀美野町重度身体障害児・者紙おむつ給付事業実施要綱（平成18年告示第35号）及び紀美野町重度身体障害者住宅改造助成事業実施要綱（平成18年告示第33号）は、廃止する。

附 則（平成25年4月1日告示第17号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月5日告示第9号）

この告示は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成31年1月21日告示第22号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年9月3日告示第58号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年10月30日告示第61号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年3月31日告示第25号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第4条、第6条、附則第4項関係）

種目	品目	支給対象者	性能	耐用年数	基準額
介護・訓練支援用具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害2級以上障害者	腕、脚等の訓練ができる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8年	154,000円
	特殊マット	下肢又は体幹機能障害1級（常時介護を要する者に限る。）の障害者又は児童相談所若しくは知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され障害の程度が重度又は最重度であるもの及び身体障害者手帳	じょくそうの防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	5年	19,600円

	<p>の交付を受けた児童であつて、当該手帳に身体上の障害（下肢又は体幹機能障害にかかるものに限る。）の程度が1級又は2級であるものとして記載されているもので、それぞれ原則として3歳以上のもの</p>			
エアマット	<p>下肢又は体幹機能障害1級（常時介護を要する者に限る。）の障害児・者で、原則として3歳以上のもの</p>	<p>じょくそう防止のためのものであつて、エアマットと送風装置からなるもの</p>	8年	100,000円
特殊尿器	<p>下肢又は体幹機能障害1級以上（常時介護</p>	<p>尿が自動的に吸引されるもので、障害者又は障害児および介護</p>	5年	67,000円

		を要する者に 限る。)の原則 として学齢児 以上のもの	者が容易に使用し得 るもの		
入浴担架	下肢又は体幹 機能障害2級 以上(入浴に当 たって、家族等 他人の介助を 要する者に限 る。)の障害を 有する原則と して3歳以上 のもの	障害者又は障害児を 担架に乗せたままリ フト装置により入浴 させるもの	5年	82,400円	
体位変換器	下肢又は体幹 機能障害2級 以上(下着交換 等に当たって、 家族等他人の 介助を要する 者に限る。)の 障害を有する 原則として学 齢児以上のも の	介助者が障害者又は 障害児の体位を変換 させるのに容易に使 用し得るもの	5年	15,000円	
移動用リフト	下肢又は体幹	介護者が重度身体障	4年	159,000	

	機能障害 2 級以上の障害を有する原則として 3 歳以上のもの	害者又は重度身体障害児を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。(ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。)		円
訓練いす (障害児に限る。)	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害 (下肢又は体幹機能障害にかかるものに限る。) の程度が 1 級又は 2 級であるもので、原則として 3 歳以上のもの	原則として付属のテーブルをつけるものとする	5 年	33,100 円
訓練用ベッド (障害児に限る。)	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	8 年	159,200 円

		害（下肢又は体幹機能障害にかかるものに限る。）の程度が1級又は2級であるもので、原則として学齢児以上のもの			
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能に障害があつて、入浴に介助を要するもので原則として3歳以上のもの	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者又は障害児および介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	90,000円
	便器	下肢又は体幹機能障害2級以上の障害を有する学齢児以上のもの	障害者または障害児が容易に使用し得るもの。（障害児の場合は、手すり付であること。障害者の場合は、手すりを付けることができる。）ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除	8年	4,450円 (手すり付きの場合は、 9,850円)

		く。		
腰掛便座	下肢又は体幹 機能障害 2 級 以上の障害 児・者で、原則 として学齢児 以上のもの	ポータブルトイレ又 は補高便座（和式便器 の上に置いて腰掛式 に変換するもの又は 洋式便器の上に置い て高さを補うもの）で あって、障害児・者が 容易に使用し得るも の。ただし、取替えに 当たり住宅改修を伴 うものを除く。	8 年	23,100円
頭部保護帽	医師の意見書 により頭部の 保護を必要と する者	ヘルメット型で、転倒 の際に頭部を保護で きる性能を有する次 に掲げるもの 1 スポンジ、革を主 材料に製作したも の 2 スポンジ、革、プ ラスチックを主材 料に製作したもの	3 年	1 のもの 15,650円 2 のもの 37,850円 価格は、 オーダー メイドに よる製品 に適用す るものと し、レデ ィメイド による製 品につい

				ては、この価格に100分の80を乗じて得た額とする。
T字状・棒状のつえ	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害のある者	主体が木材（十分な強度を有するものに限る。）でニス塗装されているもの又は主体が軽金属で塗装なしのもの。ただし、付属品として夜光材を、外装に白色又は黄色ラッカーを使用することができる。	3年	1本当たり3,150円。ただし、夜光材付とした場合は430円（全面夜行材付とした場合は、1260円）増しとする。また、外装に白色又は黄色ラッカーを使用した場合は、270円増しとす

				る。
移動・移乗支援用具	<p>平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする原則として3歳以上のもの</p>	<p>おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。</p> <p>ア 障害者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの</p> <p>イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。</p> <p>ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。</p>	8年	60,000円
特殊便器	<p>上肢、下肢若しくは体幹機能障害2級以上の原則として学齢児以上の者又は児童相談所若しくは</p>	<p>ウォシュレット等、温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。(足踏ペダル式可)</p>	8年	151,200円

	知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され障害の程度が重度若しくは最重度であり訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者			
火災警報器	障害等級 2 級以上または児童相談所若しくは知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され障害の程度が重度又は最重度の者（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及び	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	8 年	15,500 円

	これに準ずる世帯)			
自動消火器	障害等級 2 級以上または児童相談所若しくは知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され障害の程度が重度又は最重度の者 (火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	8 年	28,700 円
電磁調理器	視覚障害 2 級以上 (視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯) の者および児童相談所若しくは	視覚障害者および知的障害者が容易に使用し得るもの	6 年	41,000 円

	知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され障害の程度が重度又は最重度であって18歳以上の者			
歩行時間延長 信号機用小型 送信機	視覚障害2級以上であって、原則として学齢児以上のもの	視覚障害者および視覚障害児が容易に使用し得るもの	10年	7,000円
聴覚障害者用 屋内信号装置 (障害者に限る。)	聴覚障害2級(聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯)のもの	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの	10年	87,400円
透析液加温器	腎臓機能障害3級以上であって、自己連続携行式腹膜灌	透析液を加温し、一定温度に保つもの	5年	51,500円

		流法（CAPD）による透析療法を行う原則として3歳以上のもの			
在宅療養等支援用具	ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能障害3級以上又は他の障害の3級以上であって医師の意見書より必要と認められる原則学齢児以上のもの	障害者および障害児が容易に使用し得るもの	5年	36,000円
	電気式たん吸引器	呼吸器機能障害3級以上又は他の障害の3級以上であって医師の意見書より必要と認められる原則学齢児以上のもの	障害者および障害児が容易に使用し得るもの	5年	56,400円
	酸素ボンベ運搬車（障害者に限る。）	医療保険における在宅酸素療法を行う者	障害者が容易に使用し得るもの	10年	17,000円

	視覚障害者用 体温計（音声 式）	視覚障害 2 級 以上（視覚障害 者のみの世帯 及びこれに準 ずる世帯）であ って、原則とし て学齢児以上 のもの	視覚障害者および視 覚障害児が容易に使 用し得るもの	5 年	9,000円
	視覚障害者用 体重計（障害 者に限る。）	視覚障害 2 級 以上（視覚障害 者のみの世帯 及びこれに準 ずる世帯）の者	視覚障害者が容易に 使用し得るもの	5 年	18,000円
	動脈血中酸素 飽和度測定器 （パルスオキ シメーター）	呼吸機能障 害・心臓機能障 害 3 級以上又 は人工呼吸器 の装置が必要 であって医師 の意見書によ り必要と認め るもの	呼吸状態を継続的に モニタリングするこ とが可能な機能を有 し障害者等が容易に 使用し得るもの	5 年	157,500 円
情報・意 思疎通 支援用 具	情報・通信支 援用具	視覚障害又は 上肢障害 2 級 以上の者	障害者向けのパーソ ナルコンピュータ周 辺機器、アプリケーシ ョンソフト等	—	100,000 円

	点字ディスプレイ（障害者に限る。）	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害者（原則として視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級）の身体障害者であって、必要と認められる者	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	6年	383,500円
点字器	標準型	視覚障害者であって点字器を必要とする者	1 32マス18行、両面書真鍮板製（点筆を含む。）	7年	1のもの 10,700円
			2 32マス18行、両面書プラスチック製（点筆を含む。）		2のもの 6,790円
	携帯用	視覚障害者であって点字器を必要とする者	1 32マス4行、片面書アルミニウム製（点筆を含む。）	5年	1のもの 7,410円
			2 32マス12行、片面書プラスチック製（点筆を含む。）		2のもの 1,690円
点字タイプライター	視覚障害2級以上（本人が就労若しくは就学しているか	視覚障害者および視覚障害児が容易に使用し得るもの	5年	63,100円	

		又は就労が見込まれる者に限る。)の者		
視覚障害者用 ポータブルレ コーダー	視覚障害 2 級 以上の障害を 有する学齢児 以上のもの	音声等により操作ボ タンが知覚又は認識 でき、かつ、DAISY方 式による録音並びに 当該方式により記録 された図書の再生が 可能な製品であって、 視覚障害者および視 覚障害児が容易に使 用し得るもの	6 年	85,000円
視覚障害者用 活字文書読上 げ装置	視覚障害 2 級 以上の障害を 有する学齢児 以上のもの	文字情報と同一紙面 上に記載された当該 文字情報を暗号化し た情報を読み取り、音 声信号に変換して出 力する機能を有する もので、視覚障害者が 容易に使用し得るも の	6 年	99,800円
視覚障害者用 拡大読書器	視覚障害 3 級 以上であって、 本装置により 文字等を読む	画像入力装置を読み たいもの（印刷物等） の上に置くことで、簡 単に拡大された画像	8 年	198,000 円

		ことが可能に なる学齡児以 上のもの	(文字等)をモニター に映し出せるもの		
視覚障害者用 時計 (障害者 に限る。)	視覚障害 2 級 以上の障害者 で、原則として 手指の触覚に 障害がある等 のため触読式 時計の使用が 困難なもの	視覚障害者が容易に 使用し得るもの	10年	13,300円	
聴覚障害者用 通信装置	聴覚障害を有 するもの又は 発声・発語に著 しい障害を有 する者であつ て、コミュニケ ーション、緊急 連絡等の手段 として必要と 認められるも ので原則とし て学齡児以上 のもの	一般の電話に接続す ることができ、音声の 代わりに、文字等によ り通信が可能な機器 であり、障害者および 障害児が容易に使用 できるもの	5年	71,000円	
聴覚障害者用 情報受信装置	本装置により テレビの視聴	字幕及び手話通訳付 きの聴覚障害者およ	6年	88,900円	

	が可能になる 聴覚障害の もの	び聴覚障害児用番組 並びにテレビ番組に 字幕及び手話通訳の 映像を合成したもの を画面に出力する機 能を有し、かつ、災害 時の聴覚障害者およ び聴覚障害児向け緊 急信号を受信するも ので、聴覚障害者およ び聴覚障害児が容易 に使用し得るもの		
人工内耳用音 声信号処理装 置	人工内耳を装 用している者 (装用から5 年以上経過し ているもの) で、紀美野町に 1年以上住所 を有し、現に居 住しているも の	聴覚障害者(児)が容 易に使用し得るもの	5年	1,000,00 0円
人工内耳用電 池(空気電池)	人工内耳埋込 手術を受けて いる者	人工内耳に使用する 空気電池(充電池又は 充電器との併給は不 可)	1年	37,000円

人工内耳用電池（充電電池）	人工内耳埋込手術を受けている者	人工内耳に使用する充電電池（空気電池との併給は不可）	1年	18,000円
人工内耳用充電器	人工内耳埋込手術を受けている者	人工内耳用充電電池を充電するもの（空気電池との併給は不可）	3年	27,000円
携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能障害者又は肢体不自由者であって、発声・発語に著しい障害を有する学齢児以上のもの	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害者および障害児が容易に使用し得るもの	5年	98,800円
人工喉頭	笛式	音声機能障害を有するもの	4年	5,150円 気管カニューレ付とした場合は 3,190円 増しとする
	電動式	音声機能障害を有するもの	5年	72,200円
		顎下部等にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に		

			導き構音化するもの		
排せつ 管理支 援用具	ストーマ装具 (ストーマ用 品、洗腸用具)	ストーマ造設 者	皮膚の保護・排泄物の 漏れ防止・皮膚への装 具密着等のために使 用するもの	—	ストーマ 装具（消 化器系） 8,850円 ストーマ 装具（尿 路系） 11,630円 価格は1 か所当た りの皮膚 保護剤及 び袋を身 体に密着 させるも のを含む 月額とす る。
	紙おむつ等 (紙おむつ、 洗腸用具、サ ラシ・ガーゼ 等衛生用品)	高度の排便機 能障害者又は 脳原性運動機 能障害者でか つ意思表示困 難なもの	排泄物の漏れ防止等、 衛生的であるもの	—	12,000円 価格は月 額とす る。
	収尿器（男性	肢体障害を有	収尿器と蓄尿袋で構	1年	1のもの

	用)	する者で、収尿器の使用に効果が認められるもの	成し、尿の逆流防止装置をつけるものとする。ラテクス製又はゴム製で次にあげるもの 1 普通型 2 簡易型		7,930円 2のもの 5,870円
	収尿器（女性用）	肢体障害を有する者で、収尿器の使用に効果が認められるもの	1 普通型 耐久性ゴム製採尿袋を有するもの 2 簡易型 ポリエチレン製の採尿袋導尿ゴム管付	1年	1のもの 8,750円 2のもの 6,070円
住宅改修費	居宅生活動作補助用具	紀美野町住宅改修費給付事業実施要綱による			下記給付額は、紀美野町住宅改修費給付事業実施要綱第2条第2号のいずれかに該当する者 ア 600,000

				円
				イ
				200,000
				円
				ウ
				課税世帯
				200,000
				円
				非課税世帯
				600,000
				円
				ア・イの いずれに も該当す る場合に あつては 600,000
				円

(注)

- 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じ取扱うものとする。
- 2 聴覚障害者用屋内信号装置にはサウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計、聴覚障害者用屋内信号灯を含む。
- 3 次の表に掲げる支給対象者に係る紙おむつの給付については、この表の規定にかかわらず、次の表に定めるところによるものとし、当該

紙おむつの給付に係る地域生活支援給付費の支給については、基準額の全額を支給する。

支給対象者	性能	基準額
<p>次の各号のいずれにも該当する者</p> <p>(1) 在宅の寝たきり又は常時失禁状態にある65歳未満の者</p> <p>(2) 障害の程度が次のいずれかに該当する者</p> <p>ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づき、肢体不自由の身体障害者手帳の1級又は2級の交付を受けた者</p> <p>イ 療育手帳制度について（昭和48年9月27日発児第156号厚生労働事務次官通知）に基づき、障害の程度がAの療育手帳及び肢体不自由の身体障害者手帳の交付を受けた者</p> <p>(3) 生活保護受給世帯又は前年分の所得税が非課税である世帯に属する者</p>	<p>排泄物の漏れ防止等、衛生的であるもの</p>	<p>1年につき 55,000円</p>